

平成 28 年 天草市農業委員会第 13 回総会議事録

平成 28 年 12 月 22 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	本田実君	10 番	君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

4 番	中村三千人君	10 番	小堀田幸一君
-----	--------	------	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4 名）

事務局長	山本幸伸	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主査	大林喜光

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	議第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 67 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 68 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 69 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 70 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 28 年天草市農業委員会第 13 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。先月は、最適化推進委員さんとともに、農業者年金と全国農業新聞の推進を行っていただきました。農業者年金は 12 名、全国農業新聞は 7 名の申込みがあつていふとのことでした。また、農地利用意向調査については、349 名の方に調査をかけています。現在は、約 40%回答があつております。期限が 1 月 20 日までとなっておりますので、これから回答が増えてくるとおもいます。さて、最近は少し暖かい日が続いておりましたが、明日からまた寒くなると予報が出ています。お体には十分に気を付けて、良い新年を迎えていただきたいと思います。本日もよろしくお祈りいたします。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は、4 番、中村委員、10 番、小堀田委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、11 番、嶋田委員、12 番、富崎委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 66 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） お手元の資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。志柿町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、本渡町の田 3,465 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から北西へ約 200m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には菊芋を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありません

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 2番について説明します。楠浦町の譲受人は広島市の譲渡人より、楠浦町の畑1,490㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約600m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 3番について説明します。亀場町の譲受人は亀場町の譲渡人より、亀場町の畑389㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から東へ約600m、青色で着色した県道本渡牛深線の東側と西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の田 272 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から西へ約 900m、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電用パネルを 88 枚設置し、太陽光発電施設を建設する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 68 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） お手元の資料②の 4 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は諏訪町の法人で、本渡町の田 8.75 m<sup>2</sup>を売買により取得して、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から北東へ約 600m、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。緑で囲まれたところが、以前宅地分譲で農地転用許可を受けてあるところです。今回の申請地が、赤で囲まれたところになります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、過去に宅地分譲用地として許可を受けた敷地を拡張する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑207㎡のうち52.04㎡を贈与により取得して、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大矢崎保育園から北西へ約600m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在建築中の住宅の敷地が狭く不便なため宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付されています。残地については、建築完了時に農地へ復元する計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。転用者は下浦町の個人で、本渡町の田968㎡、畑93㎡を売買により取得して、貸資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から東へ約300m、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸資材置場として需要が見込めるため1,187㎡の土砂仮置場、1台の重機置場、残地は通路等とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑599㎡を使用貸借により借り入れて、農家住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から西へ約600m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、例外規定の集落に接続する住宅に該当するため、許可可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅1棟、農業用倉庫1棟、4台分の駐車場、残地を作業場、通路等とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 5番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑172㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和中学校から北へ約500m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、隣接する海水浴場の駐車場が足りず、近隣住民に迷惑が掛かっているため、貸駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成してあるため始末書が添付されています。以

上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑279㎡を取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から南西へ約800m、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅を1棟、2台分の駐車場、残地を通路及び庭として整備し利用する計画です。資料③の5ページを開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 7番について説明します。転用者は新和町の法人で、新和町の田2,979㎡を農業用施設用地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から西へ約2.4km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。申請地は農用区域内ですが、農業用施設用地のため用途変更の届出により、転用許可は可能です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、障害福祉サービス事業の規模拡大のため、椎茸栽培用建物4棟、資材置き場、作業用スペース、駐車場、通路に利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許

可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の5ページをお開きください。8番について説明します。

転用者は河浦町の法人で、河浦町の田714㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立河浦病院から南へ約700m、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、隣接するコンビニエンスストアの来客及び従業員用駐車場13台分、残地を通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第69号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第69号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。所有権移転の計画が5件、利用権の新規設定の計画が16件、再設定の計画が4件、転賃が7件、合計で32件、総面積は95,571㎡となっております。所有権移転の計画のうち、1件は宮地岳町の個人、1件は本町の個人、残り3件は熊本県農業公社が、それぞれ売買により取得するものです。また、転賃の7件は、農地利用集積円滑化団体、本渡五和農業協同組合における計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の12ページの審査



資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 32 件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 70 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 70 号について説明します。資料②の 13 ページをお開きください。非農地通知書交付申請筆数が、佐伊津町 1 筆、五和町 3 筆、倉岳町 1 筆、面積は合計で 5,586 ㎡となっております。現地確認を実施し、14 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1) の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われまます。スクリーンをご覧ください。1 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。2 から 4 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。5 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。以上のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので全て山林として認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の 15 ページに記載しております。農地利用・形状変更届については、ございませんでした。第 4 条の許可不要転用届については、佐伊津町 1 件、耕作用道路を設置したいというものでした。第 5 条の許可不要転用届については、ございませんでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 28 年天草市農業委員会第 13 回総会を閉会致します。

午後 3 時 10 分

閉 会

---

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 嶋田浩二

署名委員 富崎ますみ